

別紙3 廃液焼却炉 施設維持管理計画書

維持管理基準	計画の内容	
①受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物を塩ビモノマー工程以外から受け入れることはない。 性状の分析は定期的に実施する。 廃棄物は廃液焼却炉の処理能力以下の量を連続的に計量しながら処理する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
②施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	投入量を処理能力の範囲内で一定に制御するシステムを設置する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
③産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が発生したときは、直ちに施設の運転を停止し、産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること	異常な事態が発生したときには、直ちに施設の運転を停止する。また、流出防止堤を設けて回収できる構造とし、環境への影響を防止する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
④施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	定期的な設備の巡視と点検を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑤産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の性状に応じた保管を行い、飛散、流出、悪臭を防止する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑥蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	定期的に清掃を行い、環境美化に努める。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑦著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音発生施設は防音対策を実施し、騒音防止に努める。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑧施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	急冷塔及び排ガス洗浄塔から排水が発生するが、既設排水処理施設にて処理を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑨施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査及び処置の記録を作成し、3年間保存する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑩ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。	該当無し。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑪燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び200kg/時未満の焼却施設を除く）。	廃棄物は、配管によって外気と遮断し、かつ、自動制御によって時間当たりの量を一定に保ちながら連続的に燃焼室に投入する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑫燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃(PCBの焼却施設にあっては1,100℃)以上に保つこと。	燃焼室の温度を連続的に制御・監視するシステムを設置し、常時1400℃で燃焼する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑬焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却すること。	該当無し。 廃棄物は1400℃の温度で分解しガス化するため、焼却灰は発生しない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑭運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は、事前に都市ガスによって炉内温度を1400℃以上に昇温した後、廃棄物の燃焼を開始する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑮運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。	運転停止時は、都市ガスによって炉内温度を1400℃以上に保持しながら廃棄物の燃焼を停止する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

⑯燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑰集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200°C以下に冷却すること。	急冷塔により、燃焼ガス温度を速やかに200°C以下まで冷却する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑱集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
⑲冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	該当無し。 廃棄物は1400°Cの温度で分解してガス化するため、設備へのばいじんの堆積は発生しない。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 不適
⑳排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように産業廃棄物を焼却すること。	空気過剰率、温度等の燃焼条件を管理して廃棄物を完全燃焼させ、一酸化炭素濃度を100万分の100以下とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉑排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一酸化炭素濃度計を設置し、連続的に測定・記録する	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉒排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値(1.0 ng-TEQ/M ³)以下になるように産業廃棄物を焼却すること。	十分な空気過剰下で滞留時間2秒以上を確保する。また、1400°C以上の温度で完全燃焼させ、更に燃焼ガスを速やかに急冷することによって、ダイオキシン類濃度を1.0 ng-TEQ/M ³ 以下にする	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉓排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類の濃度を年1回測定・記録する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉔排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	一酸化炭素の連続分析計に加え、塩化水素ガスの連続分析計を設置し管理する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉕煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス洗浄塔からの排出ガスに伴ってミスト等が飛散しない構造の設備とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉖ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	該当無し。 廃棄物は1400°Cの温度で分解してガス化するため、ばいじん・燃え殻は発生しない。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 不適
㉗ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当無し。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 不適
㉘ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	該当無し。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 不適
㉙火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。	設備の巡視及び定期点検を行うとともに、消火器を設置する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
㉚P C B焼却施設にあっては、燃え殻をP C Bに係る判定基準に適合させること。	該当無し。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 不適
㉛廃油焼却施設及びP C B焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃棄物の流出防止堤を設ける。また、定期的に設備の巡視点検を実施する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適